

福祉用具購入費の償還払について

◆給付までの流れは、以下のとおりです。また、申請書類の審査が終了した翌月に支給します。

①相談～購入までの流れ(①-1、①-2の何れかに該当します)

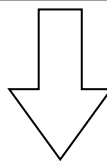
①-1<<福祉用具の購入のみで、今後他の介護サービスを利用しない場合>>

- 販売業者に相談し、購入する福祉用具を決めます。
- 販売業者が、「特定福祉用具販売計画書」を作成しますので、同意します。
- 福祉用具を購入し、代金を支払います。
- 以下の書類が販売業者から交付されます。
 - ・「領収証」 ・福祉用具の詳細が分かる「パンフレット等の写し」
 - ・「特定福祉用具販売計画書」

①-2<<福祉用具の購入以前から、介護サービスを利用している場合>>

※福祉用具の購入と同時に、他の介護サービスを利用し始める場合も含む

- 担当ケアマネジャー等と販売業者に相談し、購入する福祉用具を決めます。
 - 担当ケアマネジャー等が、「ケアプラン」に福祉用具購入の項目を追加し、作成しますので、同意します。
 - 登録事業者が、「特定福祉用具販売計画書」(若しくは「特定福祉用具貸与計画書」)を作成しますので、同意します。
- ※ケアプランに「福祉用具貸与」が位置付けられている場合は、「特定福祉用具貸与計画書」となります。
- 福祉用具を購入し、代金を支払います。
 - 以下の書類が販売業者から交付されます。
 - ・「領収証」 ・福祉用具の詳細が分かる「パンフレット等の写し」
 - ・「特定福祉用具販売計画書」(若しくは「特定福祉用具貸与計画書」)

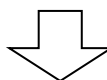


※申請上の注意点(以下の場合には不支給)

- ・介護保険法による事業所指定を受けていない販売業者から購入した。
- ・給付制限を受けている。(給付の一時差し止め以外は利用可。)
- ・支給限度額の残額が無い。 など

②申請

- 以下の必要書類を提出し、申請します。
 - ・「介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書」
 - ・「領収証」 ・「パンフレット等の写し」



③支給決定

- 申請者に、支給決定通知書にて通知し、後日福祉用具購入費を支給します。